

事務連絡
令和元年9月30日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿
各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインについて

水道行政の推進については、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号。以下「改正法」という。）が、また、令和元年9月30日に水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第57号。以下「改正規則」という。）がそれぞれ公布され、10月1日から施行されます。

改正法による改正後の水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないこととされており、当該基準（以下「維持修繕基準」という。）は改正規則による改正後の水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条の2に定められています。

本規定については、水道事業者等のほか、専用水道の設置者並びに法第24条の3第1項の規定により業務の委託を受けた水道管理業務受託者及び法第24条の4第3項に定める水道施設運営権者についても適用され、その業務の範囲内において水道施設の維持及び修繕に関する義務を負うこととなります。

今般、維持修繕基準の基本的な考え方等を整理した「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成しましたので提供いたします。

都道府県におかれましては、都道府県認可の水道事業者等並びに市及び特別区への情報提供をお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
- ・ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン Q&A

問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
鮫島、後藤、井上
電話 03-3595-2368（水道課直通）